

## 池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託仕様書

1 業務名 池島炭鉱体験施設等映像制作業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

3 履行場所 指定場所

4 業務の目的

池島には平成13年に閉山した池島炭鉱の施設や設備が現役に近い状態で残されており、池島炭鉱体験施設は、これらの貴重な資産を活用し、観光客が体験をしながら炭鉱について学べる施設である。当該施設は令和9年3月31日で閉鎖するため、記録として、体験施設等の映像を制作する。

なお、現在国内で唯一の炭鉱体験施設であり、約50年にわたって石炭産業により日本の近代化を支えた池島炭鉱の体験施設の映像を制作することにより、次世代の子どもたちへの情報を伝える資料にもなる。また、池島炭鉱体験施設が閉鎖後に池島に訪れた観光客への魅力発信のツールにもなり、閉鎖後にも池島を訪れるきっかけづくりにもなることを目的とする。

5 業務の内容

動画の撮影及び編集

(1) 映像撮影に係る企画及び構成

- ① 池島炭鉱体験施設閉鎖後に池島炭鉱について次世代の子どもたちや観光客への情報伝達や魅力発信に資する内容とすること。
- ② 池島炭鉱体験施設内のみならず、池島の全景・近景・炭鉱以外の島の観光スポット等の風景も含めること。（立入禁止場所（撮影禁止場所）については、島内の市民代表者と協議を行うこと。なお、協議に係る日程調整は発注者が行う。）  
※立入禁止場所（撮影禁止場所）を撮影した場合は、テロップにて注意書きを入れること。
- ③ 全体スケジュール、企画及び構成について発注者と協議の上、承認を得てから撮影及び編集を行うこと。

(2) 撮影及び編集

- ① 撮影に関するアポ入れや申請は、原則受注者が行うものとするが、必要に応じて発注者が支援を行う。
- ② 編集動画は、20分程度・5分程度（ダイジェスト版）・15秒程度（PR用）縦型及び横型の計4本制作すること。なお、15秒程度（PR用）縦型及び横型の動画については、同じものとする。
- ③ 画角は16:9（横型）、9:16（縦型）とし、フルハイビジョン（1920×1080ピクセル）以上とする。
- ④ タイトルコピーを考案しキービジュアルを制作すること。
- ⑤ 動画編集にあたってはBGM、ナレーション及びテロップを挿入すること。なお、テロップは原則全文表記（ナレーション・出演者台詞等）すること。

- ⑥ 受注者が所有する資料映像は使用可とするが、7（1）を妨げないこと。
- ⑦ 受注者は発注者に制作したタイトルコピー、キービジュアル及び映像を確認し、承認を得て編集を終了すること。

## 6 成果品

### （1）成果品の種類及び提出部数

動画については、完成版データ入り DVD2 枚、ディスク本体にも印字する。また、次の利用方法ができる mp4 等汎用性があるファイル形式とする。

- ① インターネット上（ホームページ、SNS、動画配信サイト）やデジタルサイネージ等での公開ができること。
- ② 発注元で DVD 等にコピーして配布できること。
- ③ イベントの際、PowerPoint 等で作成した資料の中に編集した映像を挿入しプロジェクターで投影できること。
- ④ キービジュアルは、上記①のほか、チラシやポスター等印刷物にも使用する可能性があるため、JPEG 等汎用性があるファイル形式とし、別途データにて提出すること。

### （2）提出期限

令和 8 年 12 月 25 日

### （3）提出場所

〒850-0874 長崎市魚の町 4-1 14 階  
長崎市文化観光部観光政策課

## 7 特記事項

- （1）撮影した映像・写真の著作権及び使用权（一部加工を含む）は長崎市に帰属すること。
- （2）人物を撮影する場合は本人の承諾を得たうえで撮影を行うこと。
- （3）池島炭鉱施設は松島リソーシス(株)の所有であることから、撮影時は事前の許可を取り、注意事項を厳守すること。
- （4）撮影時は原則として長崎市職員又は松島リソーシス(株)職員の同行を必要とすること。
- （5）危険個所ではヘルメットを着用すること。
- （6）池島の事前確認（ロケハン）や撮影時の船代、業務を行うに当たり必要な資料収集費、出演料等の一切の経費は受注者が負担すること。また、業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- （7）本業務委託で撮影編集した映像の一部は、別途発注予定の（仮称）池島炭鉱体験施設 VR 制作業務委託において使用する場合がありますので、必要に応じて汎用性があるデータ形式にて提供すること。

## 8 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名 ・生年月日 ・経歴書
- ・業務に関する資格者証（写） ・受注者との雇用関係を証明する書類

## 9 共通事項

- (1) 作業にあたっては、事前に長崎市担当者（監督職員）と打合せを行い、作業が円滑に行えるようにすること。
- (2) 業務中に疑義が生じたときは速やかに長崎市担当者（監督職員）と協議すること。
- (3) この業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。また、この業務終了後又は解除された後も同様とする。
- (4) 長崎市から貸与された資料等は、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 著作権
  - ①受注者は、発注者に対し、本業務の成果品及び企画提案書等のすべての所有権及び知的財産権（著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権、特許権、実用新案権、特許を受ける権利を含むが、これらに限らない。以下、「知的財産権」という。）の一切を譲渡する。また、その権利は長崎市に帰属し、長崎市の承諾なしに使用又は公表してはならない。
  - ② 9（5）①の譲渡の対価は、本業務の委託料に含まれるものとする。
  - ③受注者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しない。
  - ④第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
  - ⑤制作にあたっては、知的財産権及び人格権（肖像権、パブリシティ権、プライバシー権を含むが、これらに限られない。以下、「人格権」という。）、その他の権利等について事前に権利者から許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受注者が行うこと。かつ、受注者は、その許諾が失効又は解除される事態が発生しないよう権利許諾処理を行うこと。
  - ⑥所有権及び知的財産権、著作者人格権、人格権、その他の権利等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は、責任を負わないものとする。
  - ⑦受注者は、長崎市が本件成果品の利用を許諾した者が本件成果品の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任をもって対処し、長崎市が本件成果物の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。
  - ⑧成果品について、受注者は商標の登録申請を行わず、長崎市が当該申請を行うときは、無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、長崎市の負担とする。
  - ⑨成果品について、長崎市が著作権法第 77 条に規定する著作権登録を行う場合には、受注者は、当該登録に要する手続きに無償で協力するものとする。ただし、その登録費用は、長崎市の負担とする。
  - ⑩本契約の契約期間は、契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日までとする。ただし、本契約に基づいて既に発生していた権利義務は、契約期間の経過により影響を受けないものとし、有効期間が終了した後も、9（2）、（3）、（7）の規定は、効力

を失わない。

(6) 業務再委託

業務について、第三者に委託することも可とするが、業務の主要な部分を一括して委託することはできない。なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承認を得なければならない。

①再委託を行う相手方の商号または名称及び住所

②再委託を行う業務の範囲

(7) 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。

(8) 法令等の遵守

受注者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

10 契約代金の支払い

本件業務の完了を確認したのち、受注者は契約代金の請求をすることができる。

11 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従い業務を遂行すること。